

緊急事態宣言等（5～9月）により売上減少した 中小事業者を支援します

令和3年5月以降に実施の新型コロナウイルス感染症緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・営業時間短縮や、外出の自粛等の影響を受け、売上が減少している中小企業及び個人事業主に対して、事業継続のための取組を支援するため、大刀洗町独自の支援金を給付します。

【大刀洗町中小企業等月次支援金】

<対象者>

町内に事業所を有し、国の月次支援金または福岡県中小企業者等月次支援金の給付を受けた事業者。

<支援額>

5万円/月

（対象月：5月～9月の内、該当する月分のみで、最高25万円）

受付 令和3年9月17日（金）～

備考 予算額 1,500万円

【お問合せ先】

[事業担当] 大刀洗町産業課農政商工係 宮原 電話 0942-77-6201

[広報担当] 大刀洗町地域振興課企画係 田中 電話 0942-77-0173

【ニュースリリースを町HPにも掲載しています】

FAXを手にとられた方は、大刀洗町ホームページ掲載のカラー版をご覧ください。

TOP→町政情報→広報・報道→報道発表

☒http://town.tachiarai.fukuoka.jp/chousei/koho_hodo/hodo-happyo/index.html